加須市高齢者住宅改修費助成事業

高齢者の転倒等の危険を未然に防ぎ、要支援・要介護状態にならないよう、住宅改修を行う際の費用の一部を助成するものです。

※工事を行う前に申請が必要です。

対象者〈以下のすべてを満たす方が対象です。〉

- 満65歳以上の方
- 市内に住民票があり、在宅で生活している方
- 介護保険の要介護等認定で「非該当」となった方
- 「生活に関するアンケート(基本チェックリスト)」の運動機能を評価する 5項目の質問のうち3項目以上に該当する方
- 市税(国民健康保険税を含む。)及び介護保険料を滞納していない方
- 申請しようとする改修工事について、介護保険の住宅改修費その他市から の給付、補助等を受けていない方

対象工事〈対象となる工事は介護保険制度の住宅改修と同じです。〉

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便器等への便器の取替え
- その他上記住宅改修に付帯して必要となるもの

補助内容

対象工事費の3分の2(上限10万円)

生活に関するアンケート(基本チェックリスト)

運動機能を評価する5項目

6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ

手続きの流れ

申請/本庁舎高齢介護課又は各総合支所福祉健康担当に申請書類を提出

- ①交付申請書、②住民票の写し、③市税等の滞納がないことを証明する書類、
- ④見積書の写し、⑤改修する箇所の写真、⑥住宅の見取り図、
- ⑦その他必要な書類
 - (例:申請者が住宅の所有者でない場合は住宅所有者の承諾書)
 - (※) 個人情報の確認に係る同意書を提出する場合は、②及び③の添付を省略可能

決定通知を受けてから、着工

工事が完了したら、市に完了報告書類を提出

- ①完了報告書、②領収書の写し、③工事費内訳書の写し、
- ④改修した箇所の写真、⑤その他必要な書類

支払 完了報告書の審査後、市から確定通知をし、補助金の支払い

お問い合わせは、加須市役所本庁舎高齢介護課、

各総合支所福祉健康担当へ。

- 本庁舎高齢介護課 0480-62-1111 (内線 104)
- 騎西総合支所福祉健康担当 0480-73-1111
- 北川辺総合支所福祉健康担当 0280-62-2111
- 大利根総合支所福祉健康担当 0480-72-1111

